

【冒頭挨拶】

登壇者(敬称略) ※肩書はイベント開催 当時のもの	稲垣 弘則 当協議会代表理事／西村あさひ法律事務所・外国法共同 事 業 弁護士 パートナー
---------------------------------	--

当協議会の代表理事を務めております、西村あさひ法律事務所・外国法共同 事
業の弁護士の稲垣弘則です。

本日のシンポジウムのテーマは、世界のスポーツ産業が拡大を続ける背景には、新
たな法制度、テクノロジー、インテグリティ、投資といった潮流がある中で、日本の
スポーツ産業をどのようにして次のステージへ進化させていくべきか、というもの
です。

昨年 5 月のシンポジウムでは、2024 年においては、日本所在者向けの海外スポ
ツベッティングサイトを通じて形成される違法越境市場が約 6.5 兆円、日本の
スポーツを賭けの対象とするフリーライド市場が約 4.9 兆円存在するという事 実
を公表いたしました。当協議会の調査によれば、2025 年においては、違法越境
市場が約 6.4 兆円、フリーライド市場が約 5.4 兆円に拡大しており、いずれもま
だまだ対策が必要な状況です。

諸外国、特に欧州での違法スポーツ賭博対策は、マコリン条約のもとで進んでいま
す。現時点では、署名国が 43 カ国、批准国は 15 カ国ですが、署名・批准国では
ナショナルプラットフォームと呼ばれる官民連携組織が作られています。各国のナ
ショナルプラットフォームで情報共有と連携を図る目的で設立されたのがコペンハ
ーゲングループです。定期会合が年に 2 回開催されています。日本はまだ条約に
署名しておりませんが、当協議会として昨年 6 月に初めてコペンハーゲングル
ープへ特別にご招待いただきました。日本でも議論と対策をよりスピード感を持っ
て進めていく必要があると強く感じています。

一方で、欧米のスポーツ産業拡大の動向にも、しっかりと目を向ける必要があいま
す。特に、アメリカの NFL、NBA、MLB といったプロスポーツ団体の市場価値は
右肩上がりで高まり、放映権などを中心とした権利ビジネスがさらに進んでいます。
最近では、スポーツチームやリーグが、メディア、データ、IP、不動産を含む総合的
なアセット、いわば金融資産として評価され始めています。アメリカでは、

Arctos Partners が多くの球団に出資し欧州でも CVC Capital Partners が LaLiga をはじめとするリーグへの出資を行っています。Arctos や CVC に直接話を伺いましたが、彼らは日本のスポーツ団体への投資にも大きな期待感を持っているとのことでした。

ただし、今の日本では、グローバルな投資を受け入れる以前の問題として、スポーツを取り巻く権利の明確化、ガバナンスの整備、透明化の確保、安定的な収益モデルの構築が十分に進んでいない状況です。

グローバル投資の受け入れをはじめ、日本のスポーツ産業をグローバルな水準 拡大していくには、前提となる法制度を含めたルールの見直しが必要になります。そこで、グローバルな法制度やビジネス動向を調査し、我が国の制度のあり方について検討を行う「法制度検討チーム」を協議会内に組成いたしました。

このチームで、プロスポーツを中心としたスポーツ産業の発展を目指す新法の 制定と、日本における違法市場の縮小に向けた対策についての調査・検討を行っています。本日のシンポジウムでも、成果の一部をご報告させていただきます。

最後に、本日のセッションについて簡単にご説明いたします。

セッション①では、権利ビジネスとしてのスポーツビジネスに「主催権」を法制度として創設したときに、地方創生など、どのような明るい未来が待っているのかをご議論いただきます。

また、グローバルなスポーツ団体の市場価値の高まりの動向や、プライベートエィティファンドによる投資が進んでいる状況を踏まえ、今後の日本のスポーツ団体の価値算定やガバナンスのあり方について議論していただくセッションを二つ目に設けました。

さらに、フリーライド市場への対策や、今後のデータビジネスのあり方を議論 するセッションも三つ目に設けております。

最後のセッションでは、WBC における Netflix の独占配信が日本でも非常に大きな話題になりましたが、こちらで論点となったユニバーサルアクセス制度について取り上げる予定です。

本日の議論が、日本のスポーツ産業のこれからの 10 年を考える大きなきっ かけになればと、強く願っております。